

ローム記念館プロジェクト

奨学寄付受入要綱

2003年8月30日

(対象)

第1条 ローム記念館においてプロジェクト活動支援の目的で受け入れる奨学寄付(プロジェクト支援, 教育支援等名称の如何を問わない) (以下「奨学寄付」という。) の取扱いについてはこの要綱の定めるところによる。

(条件)

第2条 奨学寄付の目的並びに条件がローム記念館プロジェクト推進のために有意義であり、かつ、ローム記念館の理念・目的に合致し、プロジェクト活動の発展に寄与すると認められる場合に限り受け入れるものとする。

(申請)

第3条 寄付を申請しようとする者は、所定の「奨学寄付金寄付申込書」に基づき、法人部総務部長 (以下「部長」という。) を経由して理事長に申し出るものとする。

(通知)

第4条 理事長が奨学寄付の受入れを認めたときは、部長はただちに寄付者に対してこれを通知しなければならない。

(納入)

第5条 奨学寄付の受入れが決定したときは、寄付者は速やかに奨学寄付金を学校法人同志社に納入するものとする。

2 いったん納入した寄付金は、原則として、これを返還しない。

(改廃)

第6条 この要綱の改廃は、ローム記念館プロジェクト運営委員会及びローム記念館運営委員会の議を経て担当理事会において決定する。